

選挙特報

発行日 令和7年8月1日
発行 下松商工会議所
議員選挙管理委員会

（41）1070

下松商工会議所議員選挙の詳細決まる！

下松商工会議所の議員は、令和7年10月31日をもって3年の任期が満了します。それに伴い、議員選挙が実施されることになります。

7月15日に開催された議員選挙管理委員会において、選挙、選任の日程が決定されましたので、選挙・選任要領についてお知らせします。

商工会議所の議員とは？



議員の活動とは？

議員は、議員総会において、商工会議所の事業活動に必要な事業計画並びに収支予算、その他商工会議所運営に関する重要な事項を審議し、決定する権限をもっています。さらに、部会や委員会活動を通じて、重要事項を調査研究し、これを議員のうちから選任された常議員等で構成される常議員会に提案し、その議決を経て、商工会議所として行政庁等関係方面へ建議を行います。

選挙人名簿に登録された会員（8月31日までに納期の到来した会費（7年度分については半期分以上）を収納された会員）に限られます。8月22日から8月29日までの間に立候補届（所定様式）での旨を選挙管理委員会に届け出ることにより立候補できます。

議員の選任は？

60人の新議員が揃うと、臨時議員総会において役員の選任を行ないます。

◆会頭 1人
(会頭のうちより選任)
◆副会頭 3人以内
(会頭が会員のうちより選任)

◆専務理事 1人 (会頭が選任)
◆常議員 20人
(議員のうちより選任)

【会員の場合】

8月31日までに納期の到来した会費（7年度分については、半期分以上）を収納された会員に、会費号、3号の順で選ばれます。

議員には、1号、2号、3号の種類がありますが、これらは選挙、選任の方法が異なるだけで議員としての権利や義務に差はありません。8月から10月にかけて、2号、1号、3号の順で選ばれます。

議員の種類は？

【1号議員】
会員（特別会員は除く）および会員以外の特定商工業者の投票によって、会員のうちから選挙、選任する議員で、定数は30人です。

【2号議員】
各部会が、部会員のうちから選任する議員で、定数は21人です。
【3号議員】
地域の発展のために、ぜひ貢献、協力を願いしたい人を、1号議員および2号議員協議のうえ、会員のうちから選任する議員で、定数は9人です。

【特定商工業者の場合】
特定商工業者は、4月1日現在において、

①資本金額または払込済出資総額が300万円以上

②下松商工会議所地区内の営業所等で、常時使用する従業員数が20人以上（商業またはサービス業を主として営む者については5人以上）である者

6年度の負担金（県知事許可）を収納した方に1個の選挙権が与えられます。

1号議員に立候補するには？

高方針を決定するとともに、地域経済人として産業界の振興発展に寄与しなければならない重要な職責を担っています。

議員選挙・選任日程

期　　日	内　　容
8月1日～29日	選挙人名簿の調整
8月1日～19日	《2号議員》 部会による選出期間
8月22日～29日	《1号議員》 立候補届出期間
9月9日	《1号議員》 立候補辞退届出締切
9月19日	《1号議員》 選挙通知
9月19日～22日	《1号議員》 選挙人名簿の縦覧 (異議申立期間)
9月26日	《1号議員》 選挙人名簿の確定
10月1日	《1号議員》 投票
10月2日	《1号議員》 開票・議員決定
10月7日	《3号議員》 1号・2号議員協議会で選任
10月22日	臨時議員総会

役員・議員持口基準

区分	口数	会費(円)	区分	口数	会費(円)
会頭	600	600,000	監事	80	80,000
副会頭	300	300,000	議員	50	50,000
常議員	80	80,000			

1号議員の立候補は8月22日～29日です！

1号議員の立候補ご希望の方は、商工会議所所定の届出用紙により、事務局までご提出ください。

また、選挙人名簿の締切は8月31日までです。会員の新規加入、会費の収納はお早めにお願いいたします。締切日までに会費（7年度分は半期以上）の納入がない場合、1号議員については投票も立候補もできなくなります。2号議員、3号議員については、選任される資格を喪失されることとなりますので、ご注意ください。